

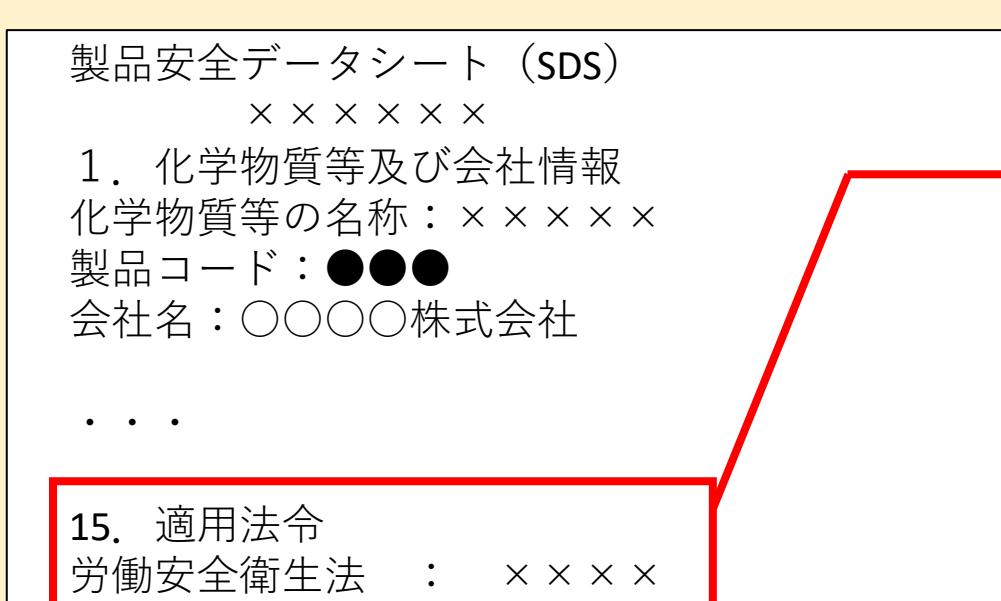
# 事業場で行っていただきたいこと【化学物質編】

STEP 1 使用している製品を一覧表にまとめる

製品名	使用用途	SDS入手日（確認日）
○○○○	希釀、洗浄	R7.4.1 (R7.4.10)

STEP 2 SDSを入手する

STEP 3 SDSの「15. 適用法令」を確認し、リスクアセスメント対象物に該当するか調べる



「名称等を表示すべき危険物及び有害物」  
「名称等を通知すべき危険物及び有害物」  
「通知対象物」「法第57条」  
「法第57条の2」「法第57条の3」  
↑いずれかの記載があれば  
リスクアセスメント対象物に該当！

※リスクアセスメント対象物は年々増加しています。SDSの記載内容も更新されますので適宜確認しましょう。

リスクアセスメント対象物に該当する場合

STEP 4-1 化学物質管理者を選任する

資格要件  
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場  
→資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

STEP 4-2 リスクアセスメントを実施する

実施の際は職場の安全サイト「リスクアセスメント支援ツール」  
やケミガイド「業種別マニュアル」をご活用ください。

STEP 4-3 リスクアセスメント結果に基づくリスク低減措置を講じる

STEP 4-4 リスク低減措置として保護具を使用させる場合のみ、  
保護具着用管理責任者を選任する

資格要件  
保護具着用管理責任者教育カリキュラムを修了した者/第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者/有機溶剤業務作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習又は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者/安全衛生推進者に係る講習の修了者 など

